

女性活躍促進法に基づく情報公表

令和4年7月8日に施行された女性活躍促進法により、情報公表の必須となりました。この法律は、男女間の賃金格差を是正し、女性の活躍促進を図ることを目的としています。労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、重要な課題であります。

当法人では、女性の職域が拡大し管理職に占める女性の割合も上昇傾向にあるなど女性の活躍が進んでいます。

今後も男女間の賃金格差を解消するため、法人内においても意識改革が必要であると考えており、育児や介護など家庭的な理由で一時的に仕事を離れることがあっても、その後復帰した場合には、キャリアアップや昇進の機会が与えられるような制度や環境づくりを取り組んでいます。

当法人における令和7年度の各項目を調査したところ、以下の通りとなりました。

【公表の内容】

公表日：令和8年4月1日

□採用した労働者に占める女性労働者の割合

	男性	女性	割合
正規	14人	45人	320%
非正規	40人	118人	290%

□役員に占める女性の割合

男性	女性	割合
5人	0人	0%

	全労働者に占める女性の割合	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	平均勤続年数の差異	
			男性	女性
全労働者	73.54%	78.40%	9年2か月	8年1か月
管理職	50.84%	82.83%	24年2か月	20年0か月
正規一般職員	67.65%	89.53%	10年1か月	8年5か月
パート・有期職員	79.71%	88.77%	5年1か月	7年2か月

※男性を1とした場合の割合

対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

賃 金：基本給、各種手当、賞与等を含む。

パート・有期職員：嘱託職員を含み、派遣職員を除く。

※なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。